



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第283号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

馬耳東風

4年ぶりに待ちこがれた平和な日本のゴールデンウィークの行楽地は、家族連れで賑わっていました。九州新幹線は再会を約束した人々で連日満席で、成田国際空港では旅行を楽しみにした客の歓声に包まれました。南さつま市の吹上浜砂の祭典の砂像群の迫力に感嘆の声があがりました。宮崎県日之影町では、国道218号に架かる青雲橋を背に赤や青や黄色のカラフルな400匹のこのぼりが、緑豊かな溪谷の爽やかな初夏の薫風を受けて泳いでいました。

総務省は昨年10月1日時点の外国人を含む総人口は1億2494万人で、前年より55万人減少したと公表しました。12年連続で人口は減少していて歯止めがかからずに、政府が『異次元の少子化対策』を掲げても、反転させるのは難しいようです。現在の高齢社会では、出生率が改善しても死者数が増えるため人口は減少していきます。少子化対策と併せて、人口減少社会を直視した長期的な対策が求められています。

4月6日、沖縄県宮古島を離陸した陸上自衛隊第8師団のトップを乗せたヘリコプターが離陸して10分、突如として連絡を断ちレーダーから機影は消失しました。2分前まで管制塔と交信していて、2分の間に機体に異常が起きていました。第8師団は、風雲急を告げる東シナ海の緊急事態に備える任務を帯びています。中国は4月8日から台湾周辺で大規模な軍事演習を実施していて、まさに日本の安全保障の枢要を担う部隊のトップの視察中に起きた、痛恨の事故となりました。

選挙応援で和歌山市を訪れていた岸田文雄首相に向けて、筒状のものが投げ込まれ爆発しました。安倍晋三首相の銃撃事件から9ヶ月、要人警護の見直しを進めてきた中で、再び街頭演説会場で起きた事件に衝撃が走りました。殺傷能力が高い爆発物であれば大惨事になっていただけない、深刻な事態と受け止められていました。選挙活動は有権者との触れ合いを重視するだけに、要人と聴衆の距離を置く警備強化は難しい課題となっています。広島での主要国首脳会議（サミット）開催が目前に迫っているだけに、事件を早急に検証して警護能力の底上げを図らなければならないといえます。

5月のサミットに先駆けて、4月18日閉幕した主要7カ国

目次

ごあいさつ “馬耳東風”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年5月・6月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“公共交通機関のインボイス対応”	…4・5P
事業承継・成長戦略のための M&A情報Vol1	…6P
第20回 KSCセミナー 接遇セミナーのご報告	…7P
職員コラム 今月の担当：花木 裕哉	…7P
随想 “『図書館での出会い』 上川路 美恵野”	…8P

(G7) 外相会合は、ロシアのウクライナ侵攻や中国の台湾への軍事的圧力を受け、G7の結束を確認する場となりました。台湾をめぐるG7内で温度差があり、新興国・途上国との関係構築も道半ばといえます。唯一の被爆国である日本の岸田首相はサミットで、“核なき世界”を掲げて外相会合の成果をつなぐ考えといわれています。

世界の核軍縮を巡る現況は、ロシアのウクライナ侵攻と核兵器の威嚇により大きく後退しました。また、中国は2035年までに運用可能な核弾頭を現存の400発から1500発持つことを目指しているといわれています。軍力強化への強靱な野望を持つ中国は、G7の声明を“馬耳東風”と受け流してしまいそうです。理想と現実の乖離は大きいといえますが、岸田首相には平和実現へG7が結束して行動する重要性に向けて、議長としての手腕が問われています。

侍ジャパンが3度目の世界一を達成して1ヶ月が過ぎても、日本でのWBC熱は未だ醒めやらぬ気配です。米大リーグの大谷翔平選手のチームエンゼルスで、今季から本塁打を打った選手が、薩摩川内市の甲冑工房『丸武産業』製作の“かぶと”を被せて貰う楽しい報道が話題となっています。WBC大会後も、投打に絶好調の大谷選手が、“かぶとの緒を締めて”怪我なく一年活躍してと願っています。
(令和5年5月吉日)



2023年5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	6/1	6/2	6/3

〈3月決算会社申告書提出〉



5月31日まで

- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間申告(半期分)
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 6月決算法人 第3四半期分
 - 9月決算法人 第2四半期分
 - 12月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- 3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月中において都道府県の条例で定める日

- 自動車税の納付
- 鉦区税の納付



5月15日まで

- 特別農業所得者の承認申請

5月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2023年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	7/1

〈4月決算会社申告書提出〉



6月30日まで

- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告(半期分)
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月12日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付

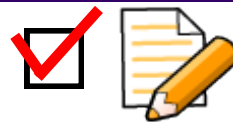


6月15日まで

- 所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において都道府県・市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付



3月決算法人の確定申告と納税

3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

9月決算法人の中間申告

9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

夏季賞与の検討と情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

障害者雇用納付金の申告

令和4年4月～令和5年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用労働者の総数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

2023年6月の経理・税務チェックリスト

個人住民税の特別徴収の新年度スタート

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

令和5年度労働保険の年度更新期間が6月1日(木)～7月10日(月)になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので**期間内に申告・納付**をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

令和5年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日(月)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高齢者雇用状況の確認

障がい者及び高齢者の雇用状況報告書の提出期限は毎年7月15日までとなっています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

会計・税務のQ&A!



テーマ 『公共交通機関のインボイス対応』

令和5年10月1日よりインボイス制度がスタートすると、バスや電車などの交通機関を利用した場合、その都度インボイスの交付を受ける必要があるのでしょうか。

ご質問の多いインボイスの実務ですが、今回は公共交通機関の特例について概要を見ていきたいと思います。

おさらい



インボイス（適格請求書）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の請求書に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

その業務の性質上、インボイスを交付することが困難であるため、インボイスの交付義務が免除されるものがあります

財務省資料より

適格請求書の交付義務免除

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等 ※
- 従業員等に支給する出張旅費等

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

※買取の相手方がインボイス発行事業者でないことが要件となります



公共交通機関による旅客の運送とは

① 船舶による旅客の運送

- ・一般旅客定期航路事業→定時運行のフェリー、遊覧船、水上バス等
- ・人の運送をする貨物定期航路事業→契約に基づく通勤者や通学者のみといった運送
- ・人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送に限る)として行う旅客の運送(外国間との航路を除く)
→時程表に沿わずに運航されるクルーズ船、屋形船、花火観覧船等

② バスによる旅客の運送

一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送⇒路線バス、観光バス、空港アクセスバス



③ 鉄道・軌道による旅客の運送

- ・鉄道: 第一種鉄道事業(自社が保有する線路を使って運送する事業)、第二種鉄道事業(他人が所有する線路を使って運送する事業)として行う旅客の運送→新幹線、鉄道等
- ・軌道: 運輸事業として行う旅客の運送→モノレール等
※駅構内に入場するために支払う入場料金や手回り品料金は、旅客の運送に直接関係があるものではないため、原則は特例の対象となりません(例外があります)

普段よく使用するタクシーや飛行機は特例の対象外となっているので注意しましょう!

3万円未満の公共交通機関の特例とは

適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送です。この3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。したがって、1商品(切符1枚)ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

例えば、東京—大阪間の大人運賃が 13,000 円であり、4人分の運送役務の提供を行う場合には、4人分の52,000 円で判定することとなります。

公共交通機関特例の対象となった場合は、帳簿には下記の事項を記載する費用があります。

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
 - ④ 対価の額
 - ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
 - ⑥ 特例の対象となる旨
- (注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例(公共交通機関特例の場合)

総勘定元帳(仕入)					
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)	
4 3	JR●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4 4	○○地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要



～ JR東日本等の鉄道料金に係るインボイス対応方針 ～

週間税務通信の取材によりJR東日本のインボイスへの対応方針が明らかになりました。

種 類	購入方法等	インボイス(簡易)の受領方法
乗車券・特急券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	新幹線のWeb予約サービス等	ウェブサイトダウンロード
	Suica利用	原則交付なし(チャージの上限額が2万円まで)
定期券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	モバイルSuica	ウェブサイトダウンロード
Suicaチャージ	不課税取引のため交付なし	

週間税務通信 令和5年3月27日 No.3746

鉄道やバス・船舶などの公共交通機関は3万円未満の公共交通機関の特例等ありますが、特例が使えない場合等もありますので、現場への影響が大きいと思われます。各交通機関のインボイスへの対応方針をしっかりと確認し、社内の事務手続きをどのようするかなどの対応をしていきましょう。

事業承継・成長戦略のための M&A情報 Vol.1

『事業承継、成長戦略にM&Aが活用されているのは知っているけど何だかよく分からない』そう感じていらっしゃいませんか。

今回より、事業承継・成長戦略の有効な選択肢の一つとして、M&Aの情報を事務所通信を通じてお伝えしてまいります。個別相談も随時受け付けておりますので、どうぞお気軽にお声がけ下さい。

M&A基礎知識

事業承継の方法は3つ！

M&Aは親族承継や従業員承継の課題を解決できる有効な手段のひとつです。

①親族



②関係者



③M&A



①親族への承継における悩み

- ・「子供が自分の好きな仕事についていて事業を継がない！」
- ・「子供が経営者になるには荷が重く、継がせると不幸になってしまう！」

②従業員への承継における悩み

- ・「株式の買取資金を、後継者が用意できなかった！」
- ・「個人保証の交替手続き時に、後継者が金融機関の審査に通らなかった！」

③M&A(第三者承継)ができること

- ・「よい相手にめぐり会えて事業上の相乗効果もあり、安心して引退できた！」
- ・「子供が医師になり、別の道に。会社を存続させ、従業員の雇用を継続できた！」
- ・「個人保証から解放され、精神的に楽になった！」

M&Aを検討
してみては？

M&Aが解決の
糸口になるかも？

企業が存在する限り、事業承継を避けて通ることはできません。そして、事業承継は経営者や従業員、そのご家族の人生に大きくかかわってきます。事業承継をスムーズに行い、理想の未来を実現するためには、早めに計画しておくことが重要です。

個別相談受付中です

現在、関与先様の事業承継・成長戦略等の様々な経営課題についてご相談を受け付けております。

税理士法人上川路会計では、日本M&Aセンターとの提携によりM&Aを活用した経営課題の解決をサポートできる体制を整えています。

ご相談は監査担当者へ、どうぞお気軽にお声がけ下さい。

M&Aに関するご相談は税理士法人上川路会計へ！

～ 第20回 KSCセミナー 接遇セミナーのご報告 ～

講師：(株)HALビジネス 代表取締役 **春田 尚子** 先生



令和5年4月12日(水)に「第20回KSCセミナー 接遇セミナー」をZOOMを使用したライブ配信で開催いたしました。ビジネスの基本ルール、コミュニケーションについて分かりやすくご説明いただきました。ことばづかいや身だしなみ、メールや電話対応のマナー等、お仕事を上での基本的なところから学ぶことができました。正しいと思って使っていた言葉が実は間違っていた…と気付くところもありました。

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆今後もZOOMでのセミナー開催を予定しております。是非ご参加ください♪

～ 電話対応 ～

◆電話対応の3つの基本

- ・ **おまたせしない** 電話のコールは3回以内。3回を超えてしまったら最初に「お待たせいたしました」また、電話を保留にして相手をお待たせするのは30秒が限度
- ・ **正確** “メモ”と“復唱”が決め手
- ・ **丁寧** 電話を切るのは相手が受話器を置いたことを確認後、静かに受話器をおく

◆電話対応の接遇用語

✖ 間違った対応	○ 正しい対応
只今外出しておりますが…。	只今外出しておりますが、 いかが致しましょうか
本日はお休みを頂いております	本日は 休みでございます 、本日は 休みをとっております
〇〇様でございますね	〇〇様で いらっしやいますね



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「料理教室への参加」



今月の担当：経営支援部 花木 裕哉

2月に料理教室に参加させて頂いたのでその出来事をお話しさせていただきます。

私が受けた講座は「キッシュ」というカフェなどでよく見かける西洋料理を作る講座でした。

講座の内容は、講師の先生に作り方の見本を見せていただいて、その後、各自で見本を真似て作っていくというものです。大まかな工程は、外の生地になる卵などの材料をこねて型を作り、型の中に入れるベーコンやほうれん草などの具材を炒めて、それを型に流し込んでいき、最後にオーブンで焼き上げるといった流れでした。

初めての料理教室でしたので不慣れで工程が覚えられず苦戦しましたが、講師の先生や他の参加者に教えていただき無事に作り上げることができました。

また、焼き上げている合間の時間に他の参加者の方々とコーヒーを飲みながら語り合う時間があり、料理だけではなく楽しく交流を図ることができました。

今まで、料理教室は月払いで家事を修行して学ぶようなイメージがありました。いざ参加してみると、趣味の集まりのようなかたちで楽しく料理を学ぶことができ、1回の講座で完結するので気軽に参加できました。キッシュは初めて作る料理でしたのでとても新鮮な体験になりました。機会がありましたら今後も参加していきたいと思います。



キッシュ (花木作)

新緑の眩しく薫風のかぐわしい季節です。

大型連休は、桜島フェリーが2時間待ちと報じられていて久々の行楽を楽しんだ方も多かったのではないのでしょうか。決算集中期なので、なかなか思いっきり羽を伸ばすのは難しく、連休明けの段取りをつけたり、体力気力温存のために静養に努めたりして過ごしました。

さて、大型連休中の4月30日は「図書館の日」だそうです。

国立国会図書館の前身である帝国図書館の歴史について以前読みました。図書館の運営の大きな壁として立ちどころなのが「戦争」でした。

明治、欧米に追い付く文明国となるために図書館を作るべき、と設立が検討されてから、西南の役、日清・日露戦争、第一次世界大戦、太平洋戦争と幾度もの戦争がありました。

その都度、図書館は、戦費優先のための予算削減の憂き目にあったり、言論統制により蔵書が発禁処分となったり、空襲などの被害を受けたりしてきました。

そう考えると、自由に本を読むことが出来るというのは平和である証拠です。図書館の日の前日である4月29日は、昭和の日です。昭和時代の戦争、そこに至ってしまった歴史を振り返り、未来への戒めとしたいものです。

固い話はさておき、鹿児島にも素晴らしい図書館があります。

今年1月出版された「小さなまちの奇跡の図書館（猪谷千香 著 ちくまプリマー新書）」では、図書館界の権威ある賞ライブラリー・オブ・ザ・イヤーを受賞した指宿図書館の取り組みが紹介されています。「さびれつつあった図書館はどのようにして日本で最も注目されるようになったのか？九州南端にある図書館の大奮闘の物語！」と帯の紹介文にありました。

かつて、私もちょっとしたご縁で指宿図書館を見学させていただき、運営を担うNPO法人そらまめの会の方々が、工夫を凝らして図書館を楽しく本と親しむ場としている様子に感動したことがあったので勝手に親近感をもっていて、興味深く読みました。

そして、連休中に訪れたセンテラスの天文館図書館。鹿児島市の出版助成事業を受けて出版した絵童話の原画展と著者によるギャラリートークがたまたま行われていて思わず足をとめてしまい、つい、サイン本を買ってきました。図書館に行くと本を買ってくるとは…とこれもご縁だな、思っています。

指宿図書館と天文館図書館、規模も場所も違いますが、図書館とは思いがけない出会いの場であることをあらためて感じました。

報道によると、書店のない自治体が26%にものぼるのだとか。

そんな中で図書館の存在価値はますます高まっています。

鹿児島県立図書館長でもあった椋嶋十さんは「感動は人生の窓を開く」という言葉を遺しています。一冊一冊の本がそれぞれ世界へ続く窓となります。変動が激しく先が読めない時代だからこそ、自分の心にたくさんの窓をもっておきたいものです。



美恵野

万緑や積ん読山の高々と

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

コロナ対策の規制が緩和された、今年のゴールデンウィーク、皆様どのように過ごされたでしょうか？旅行に行かれた方や帰省された方、家でゆっくりと過ごされた方、また、ずっとお仕事だったという方など様々かと思えます。私は、いつもより家族と長い時間を過ごすことができ、良い連休となりました。

鹿児島の5月は日中日差しも強くなり、紫外線も多くなって、一気に夏を思わせる様相となります。日焼け止めや日傘などの紫外線対策や水分補給などの熱中症対策をしっかりとしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

